

議案第 89 号

大口町立保育所設置条例の一部改正について

大口町立保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町立中保育園が平成 26 年 4 月から社会福祉法人に移管されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町立保育所設置条例の一部を改正する条例

大口町立保育所設置条例（昭和 5 0 年大口町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表大口町立中保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

大口町立保育所設置条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
大口町立 南保育園	大口町御供所三丁目264 番地	大口町立 南保育園	大口町御供所三丁目264 番地
大口町立 西保育園	大口町余野五丁目196番 地	<u>大口町立</u> <u>中保育園</u>	<u>大口町城屋敷一丁目335</u> <u>番地</u>
大口町立 北保育園	大口町大字小口字金三西2 0番地	大口町立 西保育園	大口町余野五丁目196番 地
		大口町立 北保育園	大口町大字小口字金三西2 0番地